

○分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置について

制 定 平成28年 3月23日 議案第 2号議決
改 正 平成31年 3月11日 議案第 2号議決

分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置を次のとおり定める。

分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置

平成28年度以降における神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の分賦金については、阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決。以下「議決」という。）第1条に規定する方法により得た額から、別表に定める水量に議決第2条第1号に掲げる割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額を控除して得た額とする。

一部改正〔平成31年議案第2号議決〕

附 則

この減量措置は、議決の日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則（平成31年3月11日議案第2号議決）

（施行期日）

1 この議決は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年度の方賦金の控除額は、改正後の規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成31年9月1日から同年10月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年11月1日から平成32年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

別表

（単位 立方米）

市 名	水 量
神戸市	934,765
尼崎市	348,575
西宮市	269,735
芦屋市	60,955